

各小・中学校長及び義務教育学校長 様

佐世保市教育委員会
学校教育部長 陣内 康昭

学校生活における児童生徒等のマスクの着用について

標記のことについて、裏面（写）のとおり長崎県教育庁義務教育課長ならびに長崎県教育庁体育保健課長をととして、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から周知依頼がありました。

ついては、関係文書を下記のとおり掲載しますので、内容を確認のうえ引き続き感染症対策に万全を期すよう願います。

なお、現在の学校衛生管理マニュアルの記載及びその取扱いを変更する趣旨のものではないことを申し添えます。

記

1 掲 載 物 学校生活における児童生徒等のマスクの着用について（写）

2 掲載場所 「スクールネット佐世保」－「市教委からのお知らせ」

3 マスクの着用が不要な場面及び留意事項

- 屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業の際には、マスクの着用は必要ないこと。その際、児童生徒の間隔の確保や、呼気が激しくなる運動を避ける、こまめな換気を行うこと等に留意すること。
- 運動部活動については、体育の授業に準じつつ、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応すること。ただし、活動の実施中以外の練習場所や部室、更衣室等の共有エリアの利用時、部活動前後での集団での飲食や移動時等はマスクの着用を含めた感染対策を徹底すること。
- 熱中症リスクが高い夏場においては、登下校時のマスクの着用は必要ないこと。その際、人との距離を確保し、会話を控えることについても併せて指導すること。
- 休憩時間における運動遊びや屋外で会話をほとんど行わないことが想定される教育活動等においては、別添「マスク着用の考え方及び就学前児の取り扱いについて（令和 4 年 5 月 2 0 日厚生労働省）」に基づく取扱いとすること。

4 その他

- 3に示した場面において、児童生徒等のマスクの着用を禁止する趣旨ではないことから、マスクの着用を希望する児童生徒等に対しても適切な配慮をすること。

以 上

〔学校教育課
学校保健課〕